

令和3年6月25日

坂井市内小中学校保護者各位

坂井市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

このたび、県独自の緊急事態宣言が発出されました。あらためて、市内の学校においても感染症への対策を徹底するとともに、以下のように学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の変化により対応の内容を見直してまいります。

記

1 主な対応

(1) 感染症対策、熱中症対策

引き続き、マスクの着用やこまめな手洗い、換気、消毒等、感染症対策を徹底します。また、熱中症等のリスクを考慮し、児童生徒の健康管理を第一に考えた空調管理を行います。登下校や体育の授業、空調設備のない場所での活動等においては、他の児童生徒等との距離を十分に確保するなど感染症対策を講じた上で、マスクを外す工夫をします。

(2) 授業等

感染症対策を講じてもおお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更します。

(3) 部活動〈中学校〉

以下の活動とします。保護者等の参観をご遠慮願う場合がございます。

- ・ 通常の練習
- ・ 坂井地区内の学校との練習試合・合同練習
- ・ 中体連等が主催する大会

(4) 運動会、体育祭、文化祭等

内容や方法を工夫し実施します。日程短縮や内容の変更、保護者の参観についてのお願い等をする場合がございますのでご協力をお願いします。

(5) 修学旅行・自然教室・遠足・校外学習等

訪問場所等の感染状況や感染症対策、受入状況をあらためて確認し、活動内容や活動方法を工夫し、実施します。

2 お願い

(1) ご家庭におかれましても、県民行動指針 Ver. 23 (令和3年6月24日) に準じ、感染症対策をお願いいたします。

(2) 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医・最寄りの医療機関または受診・相談センター (0776-20-0795) に電話で相談してください。なお、児童生徒本人または同居のご家族がPCR検査を受けることになった場合は、必ず、学校に連絡してください。